

松江市東出雲公民館施設・設備等使用規定

（趣旨）

第1条 松江市東出雲公民館（以下「公民館」という。）の施設・設備・備品（茶器・湯沸かし器などの備品類・空調設備その他の器具を含む。以下「施設・設備等」という。）の使用については、松江市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年松江市条例第39号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

（使用許可申請書）

第2条 公民館を使用とする者は、原則として公民館使用許可申請書（様式第1号）を、使用する3日前までに、所定の事項を記入して提出するものとする。

2 使用許可後に使用を中止するものは、速やかにその旨を申し出るものとする。

（使用許可）

第3条 前条の使用許可申請書が提出されたときは、公民館使用許可書をもって使用許可の旨を通知するものとする。

（使用できる時間）

第4条 公民館を使用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、必要に応じてこれを変更することができる。

（使用方法）

第5条 公民館を使用するときは、使用責任者は使用に関し必要な指示を受けなければならない。

2 使用後は施錠をした上でカギを返却するものとする。

（使用後の清掃、整頓）

第6条 施設・設備等の使用後は、時間内に清掃して所定の場所に整頓、返納するものとする。

（火災及び盗難予防）

第7条 使用責任者は、施設・設備等の使用を終了したときは、火気及び戸締りに注意し、異常の有無を確かめ、火災・盗難の予防に万全を期さなければならない。

（施設・設備等の取扱い）

第8条 施設・設備等の使用にあたっては、その取り扱いには十分注意し、棄損しないように努めなければならない。万一誤って破損又は損傷したときは、速やかに館長に届出、必要な指示を受けるものとする。

（使用後の手続き）

第9条 使用を終了したとき、使用責任者は、使用報告書に所定事項を記入の上、事務室に提出して点検を受けるものとする。

（使用料、光熱水費その他の実費）

第10条 公民館の使用料は無料とする。ただし、光熱水費その他の実費は、公民館で定める額（別表1）を使用者が負担するものとする。

2 光熱水費その他の実費は、使用后3日以内に納入するものとする。

（雑則）

第11条 この規定に定めのない事項については、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

(別表 1)

東出雲公民館 光熱水費その他の実費

(単位:円/時)

区分	地区内				地区外			
	平日	9:00～ 17:00	平日	17:00～ 22:00	平日	9:00～ 17:00	平日	17:00～ 22:00
			土日祝	9:00～22: 00			土日祝	9:00～22: 00
会議室 1	300 円		400 円		500 円		600 円	
会議室 2								
会議室 3								
会議室 4	200 円		300 円		400 円		500 円	
会議室 5								
会議室 6								
和室								
調理室								

※ 使用者の 1/2 以上が居住者の場合は地区内料金とする。

※ 1 室につき 3 名以上のグループで使用する。

(単位:円/1 回)

備品名等	金 額
音響設備一式	300 円
調理器具(コンロ・電子レンジ等)	500 円
ピアノ	500 円
プロジェクター	300 円